

私は
学生。
そして、
消費者。



大学生のための 消費生活に関するワークショップ

2019年の消費者被害・トラブル額※は約4.7兆円。今から、悪質商法の手口や被害回復の方法等を学んでおこう。

※消費者庁「2019年消費者被害・トラブル額の推計結果」に基づく。なお、「既支払額（信用供与を含む。）」とは、実際に消費者が事業者を支払った金額にクレジットカード等による将来の支払を加えたものをいいます。

次の用語、知っていますか？

次々販売、アポイントメントセールス、ネガティブオプション、サクラサイト商法、SF商法、デート商法、モニター商法、マルチ商法・・・
知らない用語が一つでもあれば、一緒に学びましょう！

**無料で「賢い消費者」
になれます**

消費生活を安全・安心なものにするための法知識を、事例をとおして、学びましょう。

**ただ聴講するだけでは
ありません**

参加者が事例を一緒に考えたりするなど、主体的・自発的に消費者トラブルの未然防止策を学びましょう。

**日頃の消費を見直す
ことができます**

SDGs、エシカル消費など、新しい消費の仕方について学んでみましょう。

令和2年度千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業
「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」

主催：淑徳大学コミュニティ政策学部消費者法研究室

共催：千葉市

専門家からの講演の他、消費生活相談員から、若者(大学生)の消費者トラブルのリアルな実態や対処法が学べます。ぜひご参加ください。

「基礎編」と「実践編」の全受講者には千葉市より受講修了証が授与されます。

基礎編 (座学形式)

第1回 令和2年9月26日(土) 10時~12時

「若者における消費者被害の未然予防策」

講師：山元鉄平さん(千葉県弁護士会所属弁護士)

「若者をターゲットとした消費者トラブルと消費生活センターの役割」

講師：五十嵐朋之さん(千葉市消費生活センター)

第2回 令和2年10月3日(土)10時~12時

「私たちの消費生活と消費者市民社会」

講師：日野勝吾さん(淑徳大学コミュニティ政策学部准教授)

「持続可能な消費に向けた企業等の取り組み」

講師：石井佐知子さん(生活協同組合パルシステム千葉組織運営本部長)

実践編 (ワークショップ形式)

第1回 令和2年11月14日(土)10時~12時

「アウトローな悪質事業者撃退！消費者トラブルを解決してみよう！！」

講師：五十嵐朋之さん(千葉市消費生活センター)

第2回 令和2年11月28日(土)10時~12時

「バズる消費者教育を考えてみよう！」

講師：前野春枝さん(千葉県消費者センター)

対象：千葉市内に在住・在学の大学生・短大生

場所：千葉市消費生活センター 3階 研修講義室

(千葉市中央区弁天1丁目25番地1号)

申込方法：右記のQRコードからフォームにご入力ください。

(または、<https://hinoseminar3.jimdofree.com>)

問い合わせ先：淑徳大学コミュニティ政策学部 日野 勝吾

〒260-8701 千葉市中央区大蔵寺町200

メール：hino@soc.shukutoku.ac.jp

※参加者の方には新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただきます(検温、マスク着用等)。

※コロナ禍の影響により、ワークショップの実施の方法や内容の変更等があります。あらかじめご了承ください。



一生、消費者であり続ける。

だからこそ、このワークショップ、エモい・・・。